

第 6 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成30年2月26日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成30年2月26日(月曜日)

午前9時59分開議

午後0時4分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第2号 平成29年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)

議案第12号 平成29年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)

議案第13号 平成29年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)

議案第15号 平成29年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)

議案第16号 平成29年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

議案第17号 平成29年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)

議案第19号 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

報告第1号 専決処分等の報告について

報告第6号 熊本県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告について

報告事項

①チッソ株式会社からの償還について

出席委員(7人)

委員長 早田 順一

副委員長 高野 洋介

委員 城下 広作

委員 松田 三郎

委員 濱田 大造

委員 西山 宗孝

委員 岩本 浩治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田中 義人

政策審議監 中山 広海

環境局長 藤本 聡

県民生活局長 瀬戸 浩一

環境政策課長 田村 真一

水俣病保健課長 小原 雅之

水俣病審査課長 三輪 孝之

環境立県推進課長 橋本 有毅

環境保全課長 山口 勝也

自然保護課長 中尾 忠規

循環社会推進課長 久保 隆生

くらしの安全推進課長 猿渡 信寛

消費生活課長 西川 哲治

男女参画・協働推進課長 真田 由紀子

人権同和政策課長 園田 正喜

商工観光労働部

部長 奥 菌 惣 幸

政策審議監兼

商工政策課長 中川 誠

商工労働局長 寺野 慎吾

新産業振興局長 村井 浩一

観光経済交流局長 原山 明博

国際スポーツ大会推進局長 小原 雅晶

商工振興金融課長 浦田 隆治

労働雇用創生課長 石元 光弘

産業支援課長 末藤 尚希

エネルギー政策課長 前野 弘

企業立地課長 小 牧 裕 明
観光物産課長 永 友 義 孝
国際課長 小金丸 健
首席審議員兼
国際スポーツ大会推進課長 水 谷 孝 司
企業局
局長 原 悟
次長兼総務経営課長 松 岡 大 智
工務課長 武 田 裕 之
労働委員会事務局
局長 一 喜美男
審査調整課長 中 島 洋 二

事務局職員出席者

議事課主幹 門 垣 文 輝
政務調査課課長補佐 岩 永 千 夏

午前9時59分開議

○早田順一委員長 それでは、ただいまから第6回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審議を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を行いたいと思います。

説明については、環境生活部、商工観光労働部、企業局、労働委員会事務局の順で説明をお願いします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いいたします。

それでは、環境生活部長から総括説明を、続いて担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 おはようございます。環境生活部でございます。

本日御審議いただきます議案は、通常補正分と国の補正予算の成立に伴う分の2つでございます。

まず、通常補正分につきまして御説明申し上げます。

1つ目が、第1号議案の平成29年度熊本県一般会計補正予算として、総額16億4,200万円余の減額補正をお願いしております。

その主な内容は、市町村から受託しております災害廃棄物処理事業費について、今年度分が確定したことによる減額などでございます。

また、繰越明許費や来年度の委託契約に係る債務負担行為の設定についてもお願いをしております。

2つ目が、第13号議案の平成29年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算でございます。総額1億9,300万円余の減額補正をお願いしております。

これは、チッソ株式会社の自力によります返済額が当初見込みより増加したことなどに伴うものでございます。

これらによりまして、一般会計と特別会計を合わせました環境生活部の通常分の補正額は、18億3,600万円余の減額でございます。

次に、国補正分につきまして御説明をいたします。

第19号議案の平成29年度熊本県一般会計補正予算といたしまして、総額1億4,000万円余の増額補正をお願いしております。

これは、国立公園満喫プロジェクト推進事業として、草千里駐車場等を改修するものでございます。なお、工期が確保できないことから、全額の繰り越しもあわせてお願いをしております。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

このほか、チッソ株式会社からの償還につきましても御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○早田順一委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○田村環境政策課長 環境政策課でございます。

2月補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計につきまして御説明申し上げます。

1段目、公害対策費のうち、1、職員給与費としまして2,931万円余の増額補正を計上しております。

職員給与につきましては、平成28年度に在籍しておりました職員の給与をもとに当初予算を編成しておりましたので、平成29年度現在の職員の給与に補正するものでございます。

職員給与につきましては、各課とも同様でございますので、各課長からの説明は省略させていただきます。

次に、2、環境立県推進費として208万円の減額補正を計上しております。

これは、水銀フリー推進事業におきまして、水銀研究留学生の入学者が確定したことに伴う補助金の減でございます。

2段目は、チッソ金融支援関係ですが、一般会計からの特別会計繰出金として990万円余の減額補正を計上しております。次ページのチッソ特別会計への県からの繰出金を減額するものでございます。

これにより、一般会計で合計1,733万円余の増額補正となります。

次に、3ページをごらんください。

チッソ特別会計です。

1段目と2段目の水俣湾堆積汚泥処理事業県債償還元金とチッソに対する貸付金償還元金は、チッソの平成28年度決算確定に伴います財源更正を行うものでございます。

3段目の特別貸付金は、平成12年の閣議了解に基づき、チッソの返済不足額の一部を県が貸し付けるものでございます。

貸付金の財源としましては、特別県債を充てておりますが、こちらにつきましても、チッソの平成28年度決算確定に伴いまして、チッソからの返済可能額が増加したため、貸付金の減額を行うものです。

4段目の特別県債償還利子は、本年度借入分の所要見込み額の減及び借入県債の利率確定に伴う減でございます。

これにより、特別会計で合計1億9,390万円余の減額補正となります。

説明は以上です。御審議のほどよろしく御願いたします。

○小原水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費でございますが、総額1億3,100万円余の減額補正をお願いしております。

その内訳につきましては、右側説明欄に記載しております。

まず、1の水俣病総合対策事業費でございますが、(1)(2)ともに、平成7年の政治解決または水俣病救済特別措置法等により救済された方々への医療費等の支給に関する予算になります。

(1)は、医療費等の支給に係る事務費、具体的には、医療費の審査を国民健康保険団体連合会等に委託していますが、その審査委託料が予算額を下回る見込みのため、減額するものでございます。(2)は、救済された方々や病院等に支給する医療費等の扶助費でございますが、予算額を下回る見込みのため、減

額するものでございます。

次に、2の国庫支出金返納金でございます。

これは、過年度の水俣病総合対策事業に対する国の国庫補助金の受入額と確定額との差額を精算するものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

水俣病総合対策事業等委託事業で1億8,400万円余をお願いしております。

これは、水俣病被害者手帳等を所持している方々への医療費等の支給に際して行っております医療費の審査に係る業務などの委託業務は、年度当初から実施する必要があることから、今年度内に契約を締結するため、債務負担行為を設定するものでございます。

水俣病保健課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

委員会説明資料の6ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費につきまして、補正額(B)のところがございますが、52万2,000円の減額補正をお願いしております。

これは、右側の説明欄記載のとおり、公害被害者救済対策費の争訟対策費につきまして、県が提訴された訴訟のうち、1つの訴訟が今年度の途中において終結したため、当該訴訟に係る分の予算の執行残について減額をお願いするものでございます。

水俣病審査課は以上でございます。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の7ページをお願いします。

上から2段目の公害対策費ですが、2,331万円の増額補正をお願いしています。

内訳ですが、説明欄1の環境保全基金積立

金は、運用利息額の確定による減額、2の環境立県推進費は、八代海湾奥部における底質等調査業務委託の入札に伴う執行残でございます。3の国庫支出金返納金は、平成24年度に環境省から10億円の補助を受け基金を造成し、平成28年度までの5カ年の事業として、太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入する市町村等へ補助等を行ってきた分について、事業期間終了に伴い、市町村における入札残など、残額を国に返納するものでございます。

次に、3段目の工業用水道事業会計等繰出金ですが、72万円余の増額補正をお願いしています。

これは、企業局が実施する工業用水道事業における設備更新分の償還額の確定等に伴う増額でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口環境保全課長 環境保全課でございます。

資料の8ページをお願いいたします。

平成29年度2月補正予算でございます。

上から2段目、公害規制費でございますが、496万円余の減額補正をお願いしております。

その内訳につきましては、右側説明欄に記載しております。

まず、1の公害監視調査費でございますが、国からの委託事業である環境放射能水準調査の所要見込み額減として、496万円余を減額するものでございます。備品の放射線測定装置を更新する予定でしたが、まだ十分使えることから、更新時期を延期し、所要見込み額の減額をするものでございます。

次に、2の国庫支出金返納金でございます。これは、さきに受け入れをいたしました平成28年度環境放射能水準調査事業の国庫支出金につきまして、確定作業が終わりました

ので、その差額を国に返納するものでございます。

次に、3段目の環境整備費で2億4,187万円余の減額補正をお願いしております。

市町村が実施する水道事業施設整備の国庫補助制度は、国からの直接補助と今回減額をお願いしております県補助事業の間接補助がございます。国が確保した予算額が、間接補助より直接補助のほうが大きかったことから、国から高い内示率が見込める直接補助への移行要請があり、補助対象の市町村と協議の上、当初間接補助で予定していた4事業が直接補助に移行したことに伴い、所要見込み額が減少したことによる減額でございます。

これにより市町村の整備事業に支障が生じることにはございません。

次に、9ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

大気汚染監視業務の平成30年度に実施する分析委託業務につきまして、補正前に限度額130万円余の設定をお願いしておりましたが、これにPM2.5の成分分析業務委託を追加し、58万円余を増額して、補正後、限度額を189万円余に変更をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の10ページをお願いします。

鳥獣保護費としまして100万円余の減額でございます。

右の説明欄をごらんください。

2の鳥獣保護対策事業で、指定管理鳥獣捕獲等事業で、これは入札残による減でございます。

3段目をお願いします。

観光費としまして5,100万円余の減額でございます。

右の説明欄をお願いします。

2の(1)の国立公園における国際化・老朽化等整備交付金事業で、天草ビジターセンター改修に要する3,000万円余の増額でございます。

これは、30年度当初予算を前倒しで実施するもので、一日も早い改修を完了し、天草の自然をPRしたいとし、国への予算要望活動を行った結果、前倒し予算の内示となりました。

次に、その下の2の(2)国立公園満喫プロジェクト推進事業で、国の内示減に伴います7,600万円余の減額でございます。

この減額は、29年度当初予算要求に対する内示減ですが、後ほど別冊で説明しますが、この減額を上回る約2倍の事業費を29年度国補正で増額計上することができました。

その下の3ですが、熊本地震で被災しました阿蘇山上の給水施設を復旧中ですが、この施設が完成するまでの措置としまして、給水車による給配水に係る経費で、水の使用量が計画より少なかったことによる減額でございます。

次に、11ページの繰越明許費(変更)をお願いします。

観光費としまして4,000万円余の追加繰越しをするものでございます。

これは、先ほど説明しました、30年度の前倒し分の国立公園における国際化・老朽化等整備事業、天草ビジターセンターの展示内容の追加費用で、議会承認後の補助金交付申請、交付決定となり、適切な工期が年度内に確保できないことにより、次年度に繰り越しを行うものでございます。

次に、別冊の2月補正分、国補正資料の2ページをお願いします。

国立公園満喫プロジェクト推進事業(H29国補正分)で、当初予算の国の内示減では、阿蘇くじゅう国立公園ステップアッププログラム2020を計画どおり推進できないこと等か

ら、国に対しさらなる予算要求活動を行った結果、当初予算の内示減の倍の予算の内示を得ることができました。

この補正事業で、阿蘇山上の草千里駐車場の改修、仙酔峡の施設改修、菊池溪谷の施設整備、九州自然歩道の整備等を実施することになりました。

次に、次ページの3ページの繰越明許費をお願いします。

前ページ、29年度国補正分で説明しました1億4,000万円余、全額を繰り越すものでございます。

これは、右の事業名欄をごらんください。

国立公園満喫プロジェクト推進事業で、29年度国補正で実施するもので、議会承認後の補助金交付申請、それに伴います交付決定が年度末になることにより、年度内に工期の適切な確保ができないことにより、次年度に繰り越すものがございます。

以上、自然保護課の説明を終わります。御審議よろしくをお願いします。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課です。

もとの説明資料に戻っていただきまして、12ページをお願いいたします。

2段目の環境整備費のうち、説明欄の1、一般廃棄物等対策費の中の災害廃棄物処理事業(受託)につきましては、益城町などの7市町村からの委託を受けて、県が二次仮置き場を設置して処理を行っていたものですが、市町村における独自処理もあって、当初見込んでおりました処理量を処理実績が下回ったことなどによりまして、11億5,500万円の減額をお願いするものがございます。

また、その下の熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金につきましては、当初は、平成28年度と同様に、他県からの応援を予定しておりましたが、処理事業の進捗により、本県の職員だけで対応が可能であったことから、

4名分の人件費3,400万円を減額するものがございます。

13ページをお願いいたします。

5、国庫支出金返納金の海岸漂着物等地域対策推進事業国庫返納金ですが、平成28年度分につきましては、既に概算で補助金を受領しておりますので、執行残638万円余につきまして、国へ返納する予算をお願いするものがございます。

なお、執行残につきましては、熊本地震の発生に伴い、当初予定した取り組みを、より自治体負担が少ない災害対策関係補助に振りかえたことなどが原因となっております。

そのほかの事業につきましては、節減や入札残等による減額と、一般財源と産廃税等のその他財源との財源更正などとなっております。

結果、13ページ最下段に記載のとおり、合計12億2,000万円余の減額補正をお願いするものがございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

12ページで御説明した災害廃棄物処理の受託事業に係るものですが、県が整備した二次仮置き場を原状回復するに当たり、11月議会で撤去工事費8億7,000万円の繰越明許費を設定させていただきました。

ところが、その後、処理プラントの地下に、軟弱な地盤の上で重量がある施設を支えるために施工したコンクリート製の地盤改良ぐいがあるわけなんです。当初は破碎して現場に埋め込む処置を想定しておりましたが、これを完全撤去することが必要となりました。これにより、工事費が増加するため、追加で1億8,700万円の繰越明許設定をお願いするものがございます。

次に、15ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

エコアくまもとは、県北地域の環境教育

の拠点を目指して取り組みを進めておりますが、来年度当初からの委託契約が必要なため、1,200万円余の債務負担行為をお願いするものでございます。

循環社会推進課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

1ページ飛びまして、説明資料の17ページをお願いします。

消費者行政推進費で補正額1,455万円余の減額をお願いしております。

説明欄をごらんください。

主な事業といたしまして、2、消費者行政推進費は、国の交付金等を活用し、県及び市町村の消費者行政の推進や災害に関連した事業を実施する経費でございます。(1)の地方消費者行政推進事業及び(2)の災害関連消費生活相談機能強化事業とも、事業実績による所要見込み額の減でございます。

また、3、消費生活センター費は、県消費生活センターの相談・啓発事業に要する経費でございますが、所要見込み額の減でございます。

続きまして、資料の18ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

上段の消費者問題解決力強化事業につきましては、県消費生活センターの相談への法律的助言及び消費者被害救済制度の周知、広報のための業務委託でございます。

下段の消費者生活再生総合支援事業につきましては、熊本地震の被災者や多重債務者などの方々に対する総合的な生活再生支援のための業務委託でございます。

いずれの事業も、4月当初から切れ目なく相談に対応できるよう、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

消費生活課は以上でございます。御審議の

ほどよろしく願いいたします。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料の19ページをお願いします。

2段目の諸費の国庫支出金返納金でございます。これは、過年度の緊急雇用創出基金事業の事業費確定等に伴い、45万円余を国に返納するものでございます。

次に、3段目の社会福祉総務費でございます。

2のくまもと県民交流館管理運営事業につきまして、維持管理経費等の所要見込み額の減として764万円余の減額補正をお願いしております。

また、次の3のくまもとの女性活躍促進事業につきまして、事業に係る所要見込み額の減として266万円の減額補正をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○園田人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料の20ページをお願いいたします。

まず、上段の諸費でございますけれども、右の説明欄をごらんください。

2の人権啓発推進費につきまして、国庫委託額の確定等に伴い、759万円余の減額でございます。

主な事業として、(1)(2)の事業は、人権啓発活動に関する法務省の委託事業に係るものでございます。(1)は、市町村が受託し実施する事業、(2)は、当課が受託し実施する事業等でございます。

次に、下段の社会福祉総務費ですが、説明欄の2の地方改善事業費につきまして、34万円余の減額でございます。これは、市町村が設置する隣保館の運営費等に対する国庫補助額の内示に伴う減額でございます。

以上、課合計で964万円の減額をお願いしております。

21ページをお願いいたします。

452万円余の債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、スポーツ組織と連携、協力した人権啓発及びバス車内放送を活用した人権啓発のための業務委託でございます。今年度に引き続きまして、新年度当初から実施したいと考えておりますので、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

初めに、奥菌商工観光労働部長。

○奥菌商工観光労働部長 提出議案の概要について御説明いたします。

本日御審議いただく議案は、予算関係4議案、報告2議案です。

まず、予算関係については、通常分として、一般会計において176億6,700万円余の減額補正を、特別会計において9,000万円余の減額補正をお願いしております。その主な内容は、県制度融資関係予算の減額などがございます。

また、繰越明許費や来年度の委託契約に係る債務負担行為の設定についてもお願いしております。

さらに、国の補正予算で措置されましたグループ補助金について、一般会計において70億3,300万円余の増額補正を別にお願しております。

これは、本人の事情によらず、平成30年度の申請とならざるを得ない事業者へ対応するための経費で、全額繰り越しもあわせてお願いをしております。

次に、報告につきましては、回収納付金を

受け取る権利の放棄等について御報告いたします。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○中川政策審議監 商工政策課でございます。

引き続き、説明資料の23ページをお願いいたします。

当課では、一般会計で総額1,474万円余の減額補正をお願いしております。

資料右側の説明欄をごらんください。

内容といたしましては、商工政策課、大阪事務所、福岡事務所の職員給与費の差額分及び福岡事務所の管理運営費の増減等に伴うものでございます。

なお、職員給与費につきましては、部内全所属において、また、他の自治体からの派遣職員人件費負担金につきましては、関係各課において、当課同様の増減調整が生じておりますので、この後の各課からの説明は省略させていただきます。

1枚めくっていただき、24ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加を3本お願いしております。

まず1段目は、事業者向けの人材育成及び事業者と求職者のマッチング支援等の継続した取り組みにつきまして、年度当初から切れ目なく円滑に業務を進める必要がありますので、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

2段目と3段目は、大阪事務所及び福岡事務所の職員宿舍の借り上げ契約を年度内に結んでおく必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

商工政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

引き続き、通常補正分の資料25ページをお願いいたします。

まず、一般会計の補正予算でございますが、主なものについて説明させていただきます。

商業総務費につきまして、右の説明欄の(1)商店街にぎわい創出事業について、地方創生推進交付金の充実に伴う財源更正をお願いしております。

次に、中小企業振興費について、右の説明欄でございますが、2の金融対策費で164億5,523万円余の減額をお願いしております。

これは、制度融資に関しまして、当初予算では、地震対応により拡大した昨年度の融資枠2,100億円に依りて預託金や保証料補助等を計上しておりましたが、最終的に昨年度の融資実績が1,123億円となりましたことから、所要見込み額を精査して減額するものでございます。

また、4の小規模事業者対策費補助につきましては、商工会等に対する補助でございますが、給与改定に伴う人件費等の増額をお願いしております。

おめくりいただいて26ページをお願いいたします。

商工施設災害復旧費につきまして、7,000万円の減額をお願いしております。

右の説明欄でございますが、9月補正予算で計上いたしましたグループ補助金に係る工事業者不足対策経費につきまして、執行状況を踏まえて減額するものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

ここから中小企業振興資金特別会計でございますが、中小企業振興資金助成費につきまして、650万円余の減額をお願いしております。

す。

右の説明欄でございますが、1の事務費の(1)(2)の事業ともに、所要見込み額の減によるものでございます。

次に、元金、利子、公債諸費、おめくりいただいて28ページの一般会計繰出金につきましては、地震による償還猶予、繰り上げ償還などがございましたので、減額するものでございます。

以上、一般会計、特別会計を合わせまして164億9,449万5,000円の減額をお願いしております。

続きまして、29ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

いずれも継続事業で、年度当初から業務を実施する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

上段は、商工団体の経営指導員に対するOJT研修実施等を委託する小規模企業サポート力強化事業、ものづくりに取り組む事業者等に対する経営改善、販路開拓などの事業の支援を委託する小規模事業者等支援事業に係るものです。

下段は、グループ補助金申請受け付け等に係る業務委託分です。

続きまして、少し飛びまして52ページをお願いいたします。

報告第6号、熊本県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告についてでございます。

こちらは、6月及び9月議会でも報告させていただきましたが、熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例第4条の規定に基づき、権利放棄した案件を報告するものでございます。

53ページに概要をおつけしておりますので、そちらで説明させていただきます。

今回の放棄案件は、熊本地震により被災した個人事業主に対する案件で、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づく事業再生に係るものでございます。

放棄した日は、ことし1月29日。県の放棄額は、融資残高に非保険割合及び県の損失補償割合を乗じた額から回収額を減じた43万5,489円となります。

続きまして、別冊の国補正分の資料をお願いいたします。

5ページになります。

商工施設災害復旧費につきまして、70億3,307万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄でございますが、グループ補助金につきまして、交通インフラ復旧のおくれや工事業者不足等の事情により、今後申請をされる事業者へ対応するための経費でございます。

また、6ページでは、年度内での完了が見込めないため、その全額について繰越明許費の設定をお願いしております。

ここで、大変恐縮ですが、補正予算の参考といたしまして、別紙1枚紙、A4横のグループ補助金の執行状況について、現在の状況を説明させていただきたいと思っております。

3段目の帯の右側のところを見ていただきますと、661件を審査中としておりますが、今月末に五百数十件の交付決定を行うべく、今現在事務を進めているところでございます。

また、左側下の四角囲みに記載してありますとおり、遡及適用廃止に伴う追加措置として、現在、グループ加入、補助金申請を受け付けており、年度内の追加交付決定に向けて事務を進めております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

説明資料の30ページをお願いします。

主な内容について説明いたします。

下段の職業訓練総務費について、4,873万円余の減額補正をお願いしております。

これは、3、認定訓練事業費の認定訓練実施事業において、熊本市花園にございます熊本市職業訓練センターの改修事業に対する県からの助成の減でございます。設備変更や入札残に伴う施設費補助金の減額その他訓練のコースや訓練生数が当初の見込みより少なかったことに伴う減額が主なものでございます。

31ページをお願いします。

上段の職業能力開発校費について、4億18万円余の減額補正をお願いしております。

これは、2、職業能力開発事業費の離職者訓練事業において、人手不足の状況では、離職後すぐに就職先が見つかるなどの理由により、職業訓練希望者が減少傾向にあることからの訓練事業費の減額、また、地域創生人材育成事業においては、介護分野の受講希望者が少なかったことによる事業費の減額でございます。両事業とも全額国庫委託事業により実施しており、その受託費の減額でございます。

下段の技術短期大学校費について、2,332万円の減額補正をお願いしております。

これは、説明欄の2の(2)技術短期大学校教育対策事業において、体育館の外壁改修工事に当たり、国と協議し、国庫の補助率が通常の施設改修の補助率より有利な技術短期大学校災害復旧事業に振りかえて実施することが可能となったことなどによる減額が主なものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。

上段の失業対策総務費について、312万円の減額補正をお願いしております。

これは、説明欄の1、雇用対策費における戦略産業雇用創造プロジェクト事業について、当該事業は、新たな雇用を前提として、

新商品の開発に対して助成等を行うものですが、補助事業の採択件数が見込みより少なかったことや業務委託の入札残などによる減額でございます。

また、熊本県緊急雇用創出基金事業について、基金の残高などを国庫へ返還する必要があることからの返納金1,188万円余の予算計上が主なものでございます。

下段の労働施設災害復旧費について、4,396万円余の減額補正をお願いしております。

これは、熊本市の幸田にございます高等技術専門校において、熊本地震により被災した体育館の天井改修及び耐震改修に当たり、予算計上時からの施工工法の見直しによるコストダウンが可能となったことによる事業費の減額でございます。

以上が補正予算に係る説明でございます。

続きまして、33ページをお願いします。

こちらは繰越明許費の設定でございます。

職業訓練費について、1,554万円余の追加をお願いしております。

これは、高等技術専門校の自動車整備科の第1、第2実習棟において、耐震改修工事が必要なことが判明し、工事の手続を進めているところでございますが、本年度内の完了が困難であるため、関係する経費を繰り越すものでございます。

現在、入札を行っておりまして、6月ごろまでには工事が完了する見込みでございます。

次に、34ページをお願いします。

35ページまで、債務負担行為の追加として6事業をお願いしております。

34ページ、1段目の外国人材受入支援センター運營業務でございますが、これは、技能実習生を初め、外国人材の適正な受け入れに向けた県内企業などへの助言、支援を行う相談窓口の業務について、4月の年度当初から行うために、年度内に委託契約を結ぶ必要が

あることから、債務負担行為の設定を行うものでございます。

2段目の身体障がい者委託訓練業務でございますが、これは身体障害者を対象としたIT関連の訓練業務を民間事業者へ委託し実施するものでございまして、平成30年度から31年度にわたり2カ年の訓練期間となるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

また、県内6カ所に設置し、障害者の就業のための相談などを行っている障害者就業・生活支援センター運營業務、県内3カ所に設置している若年無業者就労促進事業、JR水前寺駅にあるジョブカフェくまもと施設賃借及びジョブカフェくまもとで行うキャリアカウンセリング関係業務の4事業につきましては、30年度当初から事業を行うための契約を年度内に行う必要があることから、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、36ページをお願いします。

こちらは債務負担行為の変更でございます。

離職者訓練等委託業務です。これは、昨年度2月議会の当初予算において、平成29年度末から平成30年度にわたる離職者の職業訓練に関する委託について、補正前の金額の債務負担行為の設定をお願いいたしているところでございます。

今回、同様の事業において、さらに、平成30年4月1日から平成32年度にわたり、2カ年課程で実施する職業訓練及び訓練後の定着支援事業について、委託契約を結ぶ必要があることから、当該事業における債務負担行為の追加設定が必要なため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、飛びまして54ページをお願いします。

こちらは専決処分のご報告でございます。

55ページの事故の概要にて御説明いたします。

事故の発生の日時は、平成29年11月15日でございます。

6、事故の状況ですが、高等技術専門校内において、高等技術専門校職員運転の公用車が、車庫から出てバックで走行していたところ、前方に気をとられていたため、後方に駐車していた相手方の自家用車に接触したものでございます。

過失割合は、県が100%となり、相手方との示談交渉の結果、損害賠償額の全額を支払うことで和解いたしました。

今後は、このような事故が起こらないよう、交通事故の防止について注意喚起を図ってまいります。

労働雇用創生課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○末藤産業支援課長 産業支援課でございます。

戻りまして、説明資料の37ページをお願いいたします。

表3段目の工鉦業振興費で9,365万円余の減額をお願いしております。主なものを説明します。

右の説明欄ですが、(3)プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業は、国の地方創生推進交付金を財源に、県内の中小企業のプロフェッショナル人材の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点を運営するものですが、国の交付決定がおくれた期間に一般財源で対応したことにより、交付金額が減額したため、財源更正を行うものでございます。

(6)地域未来投資促進事業については、国の地方創生推進交付金を財源に進めておりますが、国の交付決定額が当初の見込みよりも減少したことから、6,780万円を減額するものでございます。

38ページをお願いします。

表2段目の産業技術センター費です。主なものを御説明します。

3の試験研究費につきまして、5,337万円余の減額をお願いしております。(1)新規外部資金活用事業(特別支援事業)は、国の補助金等を財源に試験研究を行うものですが、国の補助事業の採択件数が当初見込みよりも減少したことから、5,337万円余を減額するものでございます。

39ページをお願いします。

繰越明許費の追加です。

地域未来投資促進事業は、地方創生推進交付金を財源に行うものですが、国の交付決定が12月22日となり、年度内の事業完了が困難となったため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、40ページをお願いします。

債務負担行為の追加です。

いずれも、年度当初から業務委託を行う必要があり、債務負担行為をお願いするものです。主なものを御説明します。

表1段目のインキュベーション施設運営事業ですが、県下に2カ所あるインキュベーション施設のマネージャー配置の委託や、ベンチャー企業等の育成のためのインキュベーション施設の管理に要する経費でございます。

41ページをお願いします。

表2段目の計量検定業務ですが、計量法で定められた計量器、例えばガソリンスタンドのメーターやタクシーのメーター等が正常に動作するかというチェックを行っておりますが、こちらの業務委託に要する経費でございます。

以上、産業支援課で、減額1億2,652万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小牧企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の43ページをお願いいたします。

一般会計でございますが、まず中小企業振興費、説明欄の産業支援サービス業等集積促

進事業と工鉦業総務費、説明欄2の(2)企業立地促進費補助は、誘致企業のうち、新設、増設により一定規模以上の雇用増と設備投資を行った場合に、その実績に応じて補助するものです。

産業支援サービスは、コールセンターなどの情報サービス産業を、立地促進費補助は、主に製造業を対象としております。

今回の減額の理由は、いずれも操業開始時期の延伸により申請が行われなかったことなどのため、それぞれ7,296万円余と5億3,413万円余を減額するものでございます。

2の(3)の国際コンテナ利用拡大助成事業は、熊本港及び八代港の利用拡大を図るため、企業が熊本港、八代港を利用する場合に、荷主企業へ助成を行うための経費でございます。

今年度は、熊本港、八代港のコンテナ取扱数が両港とも過去最高を記録する見込みとなるなど、当初の予定を上回ることとなったため、1,867万円を増額するものです。

44ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

利子について、起債償還利子の確定に伴い、396万円余の減額を計上しております。

企業立地課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○永友観光物産課長 観光物産課でございます。

説明資料の45ページをお願いいたします。

商業総務費でございますが、県産品復興販路開拓等支援事業の財源更正をお願いしております。

2段目の観光費でございますが、右側の説明欄のとおり、2の観光客誘致対策費において、財源更正及び事業費確定等により80万4,000円の減額をお願いしております。

3の国庫支出金返納金において、34万円の

増額をお願いしております。

これは、九州ふっこう割事業におきまして、補助金の交付を受けて事業を実施した旅行会社から、昨年度提出した実績報告に誤りがあったとの報告があったため、改めて事業費の確定を行うことに伴う返納でございます。

46ページをお願いいたします。

商工施設災害復旧費でございますが、9,009万4,000円の減額をお願いしております。

これは、熊本地震で被災した伝統工芸館と産業展示場グランメッセの災害復旧等事業の入札に伴う執行残でございます。

47ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加を3件お願いしております。

1段目につきましては、桜町のNTTビルの1階にあります熊本県物産館の家賃及び共益費でございます。

2段目につきましては、大阪事務所に専門スタッフを配置し、物産展の開催等による県産品の販路拡大、PR等を効果的に実施する経費でございます。

最後の段につきましては、九州観光推進機構に派遣しております職員の宿舍借り上げに係る経費でございます。

以上3件、年度当初からの業務執行が必要であるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

観光物産課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

説明資料の48ページをお願いいたします。

2段目の諸費につきましては、390万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

海外移住者等交流事業、ブラジル母国訪問団歓迎事業、熊本県海外研修員等受入事業、

姉妹友好提携35周年記念事業につきましては、予定していた事業がおおむね完了し、所要見込み額を改めて精査したことによる減額でございます。

続きまして、49ページをお願いします。

債務負担行為を5件お願いしております。

まず、1段目の事項につきましては、通訳・翻訳業務のほか、国際相談対応業務に係る委託契約です。

次に、2段目の事項につきましては、本県出身海外移住者の子弟を県費留学生として県内の大学に受け入れるための宿舍借り上げ等の経費です。

3段目の事項につきましては、シンガポールに設置しております熊本県アジア事務所の借館料等の経費です。

4段目の事項につきましては、県の海外展開及び県内企業の海外進出支援のため、貿易実務や語学力などの経験とスキルを有する民間人材の設置に係る委託契約です。

最後の段の事項につきましては、国際クルーズ船の安全かつ円滑な受け入れに係る委託契約です。

以上5件、4月1日から業務遂行が必要な事項について、債務負担行為の設定をお願いしております。

国際課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

資料50ページの説明欄をお願いいたします。

2の観光客誘致対策費につきましては、6,500万円余の減額補正をお願いしております。

(1)のラグビーワールドカップ2019推進事業は、チーム更衣室やドーピングコントロール室などのスタジアム改修の事業費確定による減でございます。(2)のオリンピック・パ

ラリンピックキャンプ誘致推進事業は、キャンプ誘致を進める市町村等への支援に要する経費が予定額を下回る見込みであるため、減額をお願いするものでございます。(3)の国際スポーツ推進事業は、国際交流員の任用に要する経費が予定額を下回る見込みであるため、減額をお願いするものでございます。

次に、51ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

観光費として600万円の繰り越しの追加をお願いしております。

これは、4月から使用する国際スポーツ大会推進事務局の執務室を、現在、行政棟本館6階から新館8階北側に移転することを予定しておりますけれども、壁の移設工事等が年度内に終了しないため、繰り越しを行うものでございます。

国際スポーツ大会推進課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 それでは次に、企業局長から総括説明を行い、続いて次長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、原企業局長。

○原企業局長 今回御提案申し上げております議案は、平成29年度熊本県電気事業会計補正予算など、予算関係3件でございます。

電気、工業用水道及び有料駐車場3事業の補正予算の主な内容は、発電所リニューアル事業や荒瀬ダム撤去関連事業等の執行見込み額の減や職員給与費の確定などに伴う補正となっております。

そのほか、平成30年度当初から執行が必要な業務の債務負担行為の設定をお願いしております。

詳細につきましては、この後次長のほうから御説明いたしますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○早田順一委員長 次に、松岡次長から説明をお願いします。

○松岡企業局次長 それでは、企業局の2月補正予算案の内容について御説明をいたします。

説明資料56ページからとなっております。

まず、56ページ、平成29年度2月補正予算総括表でございますけれども、電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業の補正予算をまとめたものでございます。

最下段、合計の真ん中の欄に記載のとおり、収益的収支、資本的収支ともにトータルでは減額の補正をいたしております。

それでは、説明資料の57ページをお願いいたします。

電気事業会計でございますけれども、まず収益的収支の営業外収益1,975万円余の減額補正につきましては、船津ダム堆砂対策調査検討事業に対する国庫補助金の内示額の減などによるものでございます。

また、収益的支出の営業費用3,602万円余の減額補正は、市房発電所クレーン改修工事及び船津ダム堆砂対策調査検討事業の執行見込み額の減などによるものでございます。

次に、説明資料の58ページをお願いいたします。

資本的収支の収入、まず企業債3億7,500万円、荒瀬ダム関連交付金等6,479万円余の減額補正につきましては、それぞれ執行見込み額などの減によるものでございます。

資本的支出4億7,451万円余の減額補正につきましては、緑川発電所のリニューアル事業、荒瀬ダム撤去関連事業の執行見込みの減によるものでございます。

次に、説明資料の59ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計でございますけれども、この収益的収入につきましては、児童手当の確定に伴う一般会計からの繰り入れ減等

で29万円余の減額、収益的支出につきましては、職員給与費等の261万円余の減額でございます。

続きまして、資料の60ページをお願いいたします。

資本的収入・支出についてでございますけれども、資本的収入・支出ともに、有明工水の借入金償還額の確定に伴う増となっております。

また、資本的支出の補助金返還金352万円余の増額補正につきましては、八代工業用水強靱化対策事業費の実績が減となったことに伴いまして、国庫への返還が発生したものでございます。

説明資料の61ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計でございますけれども、収益的収入の営業外収益33万円余、それから、収益的支出の営業費用367万円余の、それぞれ減額でございますが、理由につきましては、右説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、資料62ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございますが、まず62ページが電気事業会計、63ページが工業用水道事業会計となっております。

まず、電気事業会計につきましては、発電所設備の保守点検業務委託等、新年度当初から実施する事業につきまして、年度内に契約する必要があることから、それぞれ記載のとおり設定をお願いしております。

なお、最下段、発電設備更新事業につきましては、発電所リニューアル事業全体の工程調整を行った結果、緑川発電所の工事期間を平成33年10月までに延長する必要が生じたために、平成33年分の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、説明資料の63ページでございます。

工業用水道事業会計でございますけれども、設備の保守点検業務委託等について、年

度当初から事業を遂行する必要があるために、それぞれ設定をお願いするものでございます。

企業局は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○早田順一委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

一労働委員会事務局長。

○一労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案しております補正予算について御説明いたします。

説明資料の64ページをお願いいたします。

委員会費ですが、労使紛争の審査、調整、あっせん等の実績に合わせ、委員報酬を総額で減額するものです。

次に、事務局費ですが、職員給与費につきまして、職員の異動等に伴う所要の調整を行い、給与等を増額補正するものです。

以上、合わせて692万6,000円の増額補正により、補正後の当委員会の予算総額は1億942万4,000円となります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○早田順一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について、各部局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○城下広作委員 じゃあ、ちょっと済みません、2ページのチッソ県債の償還等の繰出金のことなんですけれども、これは減になったのが、チッソの自力による返済額が当初より

見込みが多かったということなんですけど、当初が幾らだったのか、そして、総額で幾ら返したのか、ちょっと数字を具体的に教えていただきたいと思っております。

○田村環境政策課長 環境政策課でございます。

チッソの自力返済分でございますけれども、当初予算の段階では約8億5,000万というふうに予定しておりました。これが、チッソの税金等が安くなったものですから、最終的には17億7,000万ということで、約9億ほど増額になったということでございます。

○城下広作委員 ということは、税金の部分であって、事業収益が何か目まぐるしくぐっと上がったということではないということですかね。

○田村環境政策課長 経常利益につきましては、当初60億と見込んでおりましたけれども、ほぼその見込み額で推移しております。

○城下広作委員 はい、委員長わかりました。

じゃあ、もう1つついでに、今度は2番でその上分ですけれども、水銀の留学生の入学者の決定ってあるんですけども、これは当初の数よりも減ったということなんですかね。それを具体的に教えてください。

それと、どこから大体留学生というのを受け入れているか、ちょっとその内訳を詳しく。

○田村環境政策課長 環境政策課でございます。

留学生につきましては、今年度、2名を予定しておりました。ところが、最終的には1名ということになりましたので、今年度分の1名分の費用が安くなったということでの減

額でございます。

それと、今留学生でございますけれども、現在、昨年9月に2名卒業いたしましたので、今年度は、今残っておりますのは、男性が4名残っております、中国、タイ、台湾、インドネシアからそれぞれ1人ずつお見えになっております。

以上です。

○城下広作委員 せっかく我が県に来ていただいて、水銀のことを学んで、また母国に帰っているいろいろな水銀の問題等で貢献しようという人でしょうから、ぜひ、せっかく予算も確保できているわけですから、ぜひ誘致には頑張ってくださいなというふうに思います。

もう1点いいですか。

○早田順一委員長 はい、城下委員。

○城下広作委員 それと、例の産廃の仮置き場の場所の部分ですけれども、軟弱地盤だったから、くいを当初打ち込んでそのままにしておくという予定だったけれども、また取りますという理由は、別に埋め殺しでもいいんじゃないかと思うけれども、何か取らなきゃいけない理由をもう一回詳しく教えてください。それで、ページは、ここは災害だから、13ページ、14ページの部分になると思います。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

処理プラントの地下に、直径約1メートルの、深さ7メートルぐらいで、約80本のコンクリートのくいが埋まっておるわけでございます。これは、上に当然重量物を載せるということで、地盤の強化という意味で設置しておるわけでございますが、重量から見まして約1,000トン近くの品物になると。これをそ

のまま破碎して残すという形になりますと、当該地が企業誘致用のそもその土地でございまして、価格等にも影響するのではないかなということ、全量外部に撤去してしまおうということに判断したわけでございます。

○城下広作委員 企業誘致の場所ですから、例えば企業がまた何か母屋を建てるときには、その基礎も有効に使うということも十分考えた上で、やっぱり撤去した方がいいということが最終結論だったという、もう一回確認です。

○久保循環社会推進課長 そのとおりでございます。

○城下広作委員 済みません、同じく今の13ページで、漂着物の交付金があるんですけども、もともとこれは震災とは関係なしに、いわゆる外国からというか、大陸から漂着物が流れて、そして、それをごみ清掃するという形の予算なんですけれども、たまたま震災があったから、震災のごみは災害のお金で運用したから減額したということなんですけれども、もともと漂着物はたくさんあるから、震災で流れてきた地域のところの漂着物を取るというふうにするということというのは、これはできるかできないか、ちょっと性格がわかりませんけれども。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

そもそも、委員おっしゃるとおり、通常の漂着ごみを処理するための予算でございましたけれども、これにまじって、御承知のとおり、流木等が山のほうからかなり流れ出したということで、もう分別すること自体がちょっと不可能でございました。その状態の中では、災害対策債等が適用される、そういった財源的な有利さというのもございまして、一

緒に処理したほうがよいのかなという判断で
ございます。

○城下広作委員 よくわかりました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 説明資料10ページ、自然保
護課にちょっとお尋ねします。別冊もあって
いるようですけども。

課長の説明を聞いただけで何となくわかっ
たような気でしたが、よくよく考え
て、もう一回ちょっと確認ですが、一旦内示
減の後、今回の国の補正で、ほぼ倍額でしよ
うか、ついたということですかね。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございま
す。

そうでございます。

○松田三郎委員 ということは、国庫の分、
申請して、思わぬ額がまたついたということ
も言えるのかなと思いますけれども、事業と
しては、例えばやりたいのがいっぱいあっ
て、その一部分を今回、今回というか、内示
減でできなかった分を、また今度補正でつい
たということで、新たに別のときやろうと思
っていたのも一緒にできるとか、あるいはも
ともと申請した額に近かったとか、中身との
関係はどうなんですか。

○中尾自然保護課長 これは2020年までの4
カ年計画でございまして、4カ年計画をつく
った中での予算要求をやっているということ
でございまして、その計画そのものも、国に
申請をしまして、了解をもらってというこ
とがございますけれども、ただ、その事業に関
しましては、国のほうにお金がないというこ
とで、当初予算をかなり削られたというこ
とで、こういった補正でさらにお願いするとい

う状況でございます。

○松田三郎委員 わかりました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 何点かあるんですが、まず
15ページのエコアくまもについて、もうち
ょっと詳しく知りたいんですが、業務委託は
どういうところに委託して、30年度の対象人
数と、あと、これまでの実績等もちょっと教
えてください。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課で
ございます。

エコアくまもと、県北の環境教育の拠点と
して、さきおとしの稼働当初からこの教育
推進事業というのをやっておりますが、これ
は県からエコアくまもとを運営する環境整備
事業団への委託という形でございます。

中身としては、当然、こういったものにお
詳しい化学系統の方ですとか、教育を経験さ
れた方について、指導員という形で2名の方
を雇用していただいて、その方を中心に、小
中学生ですとか、来館される皆さんにいろん
な事業の説明、また、循環社会の形成につい
ての重要性の説明ということを差し上げてい
るという状況でございます。

28年度におきましては、視察で来られた方
も含めて、約2,000名の方がいらっしゃって
います。29年度については、1月末でござい
ますけれども、1,360名の方になっていると
いう状況でございまして、当初のにぎわいぶ
りから少しやはりちょっと引いてきていると
ころはございますので、ここら付近への注力
といたしますか、そういったことを考えなきゃ
いけないというふうに考えているところで
ございます。

○濱田大造委員 よくわかりました。

次に、34ページと35ページなんですけど、まず34ページの外国人材受入支援センター運営業務です。これも新しい試みだと思うんですが、外国人の実習生で、新しい制度が11月から始まっているわけですが、業務委託に関して、県がどういうふうにかかわりを持っているのか、ちょっと詳しく教えてください。

それと、ジョブカフェくまもとに関することなんですけど、35ページですね。未曾有の好景気と言ったらちょっと、まあそういう状況、働く場所は今熊本県で幾らだっている状況だと思うんですが、こういう人材不足のときに、ジョブカフェくまもとは、仕事内容がちょっとこれまでと随分変わってきているような気はするんですが、変化はあるのかなのか、ちょっと教えてください。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

外国人材受入支援センターの委託に関しまして御質問ですけれども、委員御承知のとおり、29年11月から外国人材の受け入れを希望する県内企業を支援するために、熊本県外国人材受入支援センターというものを9月補正でつけていただきまして、委託しております。

委託先は、熊本県中小企業団体中央会に委託しております。技能実習の制度の相談だけではなく、外国人材の活用とか、また、受け入れ方等も広く相談を受け付けているところでございます。

どういふ方が相談を受け付けているかといいますと、出入国管理局のOBの方を中小企業団体中央会で雇っていただいて、その方を窓口にご相談を行っております。大体1月末で約90件ぐらいの相談が寄せられているところでございます。

次に、ジョブカフェくまもとに関しましてのお話がありましたけれども、ジョブカフェくまもと、実際、JR水前寺駅に設置して

おりまして、労働局のヤングハローワークと雇用環境整備協会と3者で共同で運営しているところでございます。

相談等に関しましては、12月末ですけれども、来所者が9,710人、延べで来ていただいております。その中で、このジョブカフェくまもととしては、相談者の中で603人の方の就職決定という形で現在事業を行っているところでございます。

徐々に相談件数等は減少傾向にはあるんですけれども、やはりそこは、実際そこが減少しているから効果がどうかということではなく、社会情勢で実際、今就業環境も整っているところで、そこに相談に来なくても直接就職ということが実現されているような状況でございますので、若干減る傾向にはあるかもしれませんが、労働局と一体的にそこで相談ができるということで、連携して取り組むことが重要だと考えております。

以上でございます。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 別冊の5ページで、参考資料をいただいたグループ補助の件でお尋ねしたいんですけれども、2点ほどお尋ねします。

別表の資料の左下の囲みで、遡及適用廃止に伴う追加措置ということがあるんですけれども、まあこれはこれとして、そのほかの説明の中で、これまで512グループ、5,094件の復興事業計画認定があつて、それ以降ずっとスタートしてきたわけですけれども、それを踏まえて、交付決定済みが4,108ということで、なお審査中が661件というふうに認識しているんですが、この未申請の分、325件ですか、これについての現状を少しお尋ねしたい。

それから、もとに戻るんですけれども、この遡及廃止の話なんですけれども、最近、流

れの中で非常に事業が動いてきた面もあって、わしのところもやってなかったんだけど、これからどうだという話がある中で、ひょっとしたら、ここに交付期間という、この囲みの中にあるこの日程が最終的な締め切りになるのかどうかという解釈もしているところなんです。間違っていれば申しわけないんですけども、それについての説明も加えてお尋ねしたい。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

まず、1点目の未申請者に対する取り扱いですね。これにつきましては、下のほうに矢印を出しておりますけれども、現在、未申請が325件ありまして、取り下げの予定が251件あります。

これは、グループ認定のときには、保険の関係、まあ地震保険の関係あたりの取り扱いが明確でなかったことから、そのあたり、地震保険に入っている人も申請されてきました。実際、補助金の場合は、地震保険のほうが個人負担よりも多くなった場合、この補助金をだんだん削っていく形になって、地震保険が被害額よりもかなり大きければ、補助対象とならないというふうになってきます。そういったことで、取り下げられる方が250件ほどいらっしゃるということです。

74件については、30年以降に申請される予定というふうに整理しております。

また、審査中の661件につきましては、先ほど五百数十件の交付決定を今月末に予定していると申しました。残り120件ぐらい残っていくわけなんですけれども、この120件については、この中にも、申請はされたものの、やっぱり地震保険がかなり入って、補助金がもらえない人もいらっしゃいます。

また、30年度に、申請書類が、見積もりの内訳が全くなくて、総額的に見積もりが出されているということで、申請書類がまだそろ

ってなくて、30年度以降に申請していただくことで対応できる方もいらっしゃるというふうに考えておまして、その人たちが残りの人の半々ぐらいいらっしゃるという状況です。

それと、遡及適用廃止に伴う追加措置の受け付け期間の話なんですけれども、この受け付け期間については、遡及適用は、今年度に交付決定すれば、一昨年（平成28年）の4月、地震以降に発生して工事に入られた方たちも拾うことができます。

この方たちに対しては、この2月28日までのグループ加入、それと補助金の申請、3月5日までの分で打ち切りになります。打ち切りといいますか、対応がここまでで終えてしまうという形になります。

ただ、来年度以降に工事を着手されようとする方に対しては、グループ認定も、今回70億の補正予算をいただきましたので、新たにまた国と協議しながらやっていくこととなりますし、30年度以降の着手であれば、新たな公募もやっていくというような形になります。

○西山宗孝委員 来年度以降の着手であればというのは、そのグループに加入してあるところで、未着工してるところとかという解釈で今聞いたんですけども、さっきお尋ねしたのは、最近のこのグループ事業で事業が始まっている状況を見て、何もやってない、被害を受けたものもおざりにしている商業施設とかがあって、自分ところも何かこれから動いてできないものかという方がいらっしゃるわけですが、具体的に、数は把握していませんけれども、そういった方々については、エンドがあるのかどうかですけれども、今年度でもうおしまいなのか、この遡及規定等々も含めたところで、そのグループ事業の——参加のためには、どうしてもグループに参加しなければ事業適用できないわけですので、そ

ういった方々については、どういうふうに解釈して説明していけばいいのかということをお尋ねしているところなんですけれども。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

今まで、ほっぽらかしにしたというか、様子見とったというような方については、今後国と協議してみないとわかりませんが、一応、今回の70.3億の補正予算というのは、まず益城とか、被害がひどかったところで、インフラの整備が行えなくて、まだ申請のめどがつけられない方とか、工事業者に頼むんだけれども、まだ見積もり業者も見つからないような方という方たちを優先的に拾っていくことになると思います。

ただ、今後、グループ認定のほうも、今回の70.3億の成立を見て、国とも協議しながらグループ認定の計画認定もやっていこうと思っておりますので、その中でどういう対応ができるのかというのは、また国と協議していくことになると思います。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

窓口、市なり県なりで相談を受けていると思うんですけども、今後は、今お話があったような形で、全然アウトじゃないんだと、そういった現状があれば、前向きな検討をしていくんだという解釈で今受け取りました。

もう一つは、今インフラの整備が終わってなかったりとか、物的な要件の中で進まないという方ももちろんいらっしゃると思います、益城とか含めてですね。そうすると、この内輪的な事情で、なかなか設計事務所も業者も話すこともできなくて困っている、そこまでの能力が備わってない環境の方もいらっしゃるものですから、そういったところを含めて、これからやる上では、また相談に乗っていただけるという解釈でよろしいですかね。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

また国と協議していく事柄になると思いますので、その辺も踏まえて協議してまいりたいと思います。

○西山宗孝委員 なかなか残っている方、困っている方、なかなか進めない方が多いので、よろしく願いしておきたいと思います。

もう1ついいですか、委員長。

○早田順一委員長 はい、どうぞ。

○西山宗孝委員 先ほどの、今既に申請されている方とかそういった方の中で、なかなか業者が見つからなくて着工できないでいる方も結構いらっしゃるんですけども、残り差し引いて、さっきお話、数があったのが、何件でしょうか、着工できてない数字の方がいらっしゃると思うんですけども、そこらあたりは、工事の着工の時期とかあるいは完了とか、この期限というのはどういうふうに解釈しておけばいいですか。

○浦田商工振興金融課長 今回の補正予算では、工事業者の不足に伴う対応も考えて、予算措置を国にお願いしてまいりました。そういうことで、今まだ業者が見つからないというような人で、もう既にグループ認定を受けているような人については、私ども聞き取りを行っています。そういう人たちは、当然、70.3億の中で拾っていくべき人たちだと考えております。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。よろしく願います。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 私も、ちょっと2～3質問させていただきます。

まず、10ページで、国立公園満喫プロジェクトの推進事業、これで阿蘇の草千里駐車場を改修するというのですが、工期が確保できないということでございますけれども、その確保できない部分は、例えば業者がいないとか、工期が短か過ぎるとか、金額面とかいろいろあると思うんですが、それをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

それと、18ページでございますが、消費者生活再生総合支援事業の中で、多重債務者等生活困窮者に対する総合的な生活再生支援のためということでございますが、これはどういうふうな生活再生支援を多重債務者にしていくのか、——これは業務委託されていますが、どういうことなのかをお聞きしたい。

それと同時に、もう1点ですが、34ページですが、若年無業者就労促進事業で、若者サポートステーションが実施する心理カウンセリングという、——これも業務委託でございますが、心理カウンセリング等が必要な若者は、やっぱり専門医療機関のほうがいいんじゃないかなと。どういう中身で、若者が無業者、就職をしないでいて、どういう状況の中でこれがサポートされて、実績がどういうふうになっているのか、おわかりになればちょっと教えていただければと思えます。

以上でございます。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

まず、草千里駐車場の改修に伴う繰り越しでございますけれども、これにつきましては、今回、国の補正分ということで内示がございましたので、これを受けまして議会に諮りまして、議会の承認を得ましたときに補助金交付申請を行うと。それから、さらにそれに基づきまして、国からの交付決定も参ると

いうことございまして、やはりそれは年度末にかかってしまいますので、全体的な工事費を考えますと、年度内に十分なる工期をとれないということでございます。

○岩本浩治委員 わかりました。ごめんなさい。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

18ページの消費者生活再生総合支援事業でございますが、この事業につきましては、継続事業ということになりますが、グリーンコープ生活協同組合くまもとに委託実施しております。

事業の内容としましては、まず多重債務者の御質問でございますので、相談を受けまして、収入、支出がその方がどうなっているのか、家計診断を委託先で実施します。さらに、債務整理が必要な場合は、専門家を伴走型で紹介、支援するということと、債務整理に必要な一時的なセーフティーネット、生活再生の資金の貸し付け、こういったものを総合的にやりまして、さらに、生活再生につきましては、償還が終わる長期のフォローをやっていくというような事業内容でございます。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

34ページの若年無業者就労促進事業についての概要の御説明をいたします。

県内3カ所に国が設置しております若者サポートステーションというものがございまして、そこを拠点として、若年無業者、ニートでございますけれども、社会的自立を目指した就職支援を行っているものでございます。

ニートと言われる方々は、仕事への自信を失っていたり、就職活動前に立ちすくんでいたりするなど、就職活動以前のさまざまな問

題を抱えていらっしゃる方が多く存在しております。

そこで、若年無業者に対しましては、その社会的自立を支援するために、NPO法人に委託して、若者サポートステーションにおいて、臨床心理士を配置いたしまして、そこでの相談業務ということで、できるだけ就職に結びつくような手厚い支援を行っているところでございます。

実際、3カ所で相談件数は、延べでございますけれども、平成28年度は約6,000件の相談がっております。また、別途セミナー等も開催しておりますけれども、そのセミナーに関しましては、本人さんたちが大体——延べですけれども、大体2,600回ぐらいの参加をしておられますので、ある程度効果は上がっているものかというふうに思っております。

以上でございます。

○岩本浩治委員 多重債務者、この人たちは、自分たちで多重債務者、で、私思うのは、総合的生活支援、この人たちがずっと果たしてこれから抜け出せるのかなとかですね、——やはり何か、まあ金額的に1,200万近くなんですけれども、果たしてこれが解決されていっているのかなという感じがしてならないところなんです。

それと、若年無業者、就労にしても、実績的には6,000件ということですが、セミナーも2,600回近くやっていると。果たして、この若年者の人が、これで働く場所が見つかっているのかどうか。今人材が足らぬ足らぬという中で、この人たちをどうその就職に導いていくのかというのが、僕はそれが一番大事じゃないかなというふうに思っているんですよ。これが、果たしてそういう実績が、果たして就職件数が決まっていけば、僕は問題ないと思うんですが、多重債務者にしても、若年無業者にしても、やはり最終的には働く

意識、働く場所が実績につながっていくんじゃないかと思うんですが、ちょっとそういう感じがしたものですから。

以上でございます。

○早田順一委員長 西川課長、グリーンコープの実績も含めて教えてください。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

生活再生総合支援事業の実績でございますが、昨年度が764件、これは実際面談をやっている件数でございます。面談件数が764件ございまして、債務整理に伴う一時的な貸し付けをやっているのが68件ございます。さらに、債務整理自体はグリーンコープではできませんので、弁護士、そういった法律専門家が債務整理を行う、そういった支援をやるんですが、28年度の債務整理に伴う債務の減額、そういったものが実績として90件ほどございます。

まず、債務整理が必要な方は、専門家の支援を受けて債務整理をやって、そのときに、例えば車検費用とか生活費が臨時的に要するという、一時的な貸し付け、セーフティーネットを、貸し付けをやって、それを原資に生活再建をやっていただいて、償還が終わるまでフォローしていくというのがこの事業でございます。

以上でございます。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

若年無業者の就労促進事業の就職実績等のお尋ねでございますけれども、実際、先ほどちょっと御説明しましたけれども、この事業は、国が若者サポートステーションというものを県内3カ所に設置しておりまして、そこに対して県は、臨床心理士の配置を委託しているというような事業でございます。

国が若者サポートステーションを設置していることから、国としては、県内のハローワークの状況であるとか、ハローワークと連携して就業に結びつくような方は、率先して紹介等を行っているものと思っております。

また、ハローワークで行っております職業訓練の紹介に関しましても、県で設定している職業訓練に適切に結びつけていただけるものというふうに思っております。

ただ、実際に、相談で、延べ件数ですけれども、約6,000件ございましたけれども、この中で何人の方が実際就職されたかというのは、正直、今この場所に数字等持ち合わせておりませんので、ちょっとそこは国のほうに確認をして、そこがわかるのであれば、後ほど先生のほうに御報告したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○岩本浩治委員 68件の貸し付けがある、そしてこれが生活資金貸し付けで、やはり貸し付けた以上は、本人さんたちも頑張ってこれを返済してもらわないといけない。これが、やはり滞っていくケースもあるものですからね。できるだけ、やはりこういう生活資金の貸し付けをした以上は、本人たちの実績としては、やはり何らかの生活をやるというようなことをしていかなければ、貸し付けの回収ができなくなるというのが毎年出ているようですので、ぜひそういう面ではお願ひしたいなと思います。

以上です。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

委員今おっしゃったとおりでございます。この事業は、貸し付けただけではなくて、それで、その資金が償還できて、なおかつ生活が再建できるようにですね、長期的なフォローアップをするというのが事業の一番

の特徴でございます。償還自体は順調にしているというふうに聞いております。

以上でございます。

○岩本浩治委員 わかりました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 済みません、最後に1つ。50ページ、51ページの国際スポーツ大会推進課にちょっとお尋ねなんです。右の欄で、50ページで、ラグビーワールドカップ2019推進事業、事業費確定による減というふうになっているんですが、ラグビーワールドカップが来年あるわけですが、全体で事業費が幾らぐらいになるのか、もう一度教えてください。それとあと、女子ハンドボールも、どのくらいを予定しているのか。

それと、けさテレビを見ていましたら、東京オリンピックのボランティアが集まらないんじゃないかというニュースが流れていまして、東京都は11万人のボランティアを予定していますけれども、この御時世でもうボランティアやってくれる人なんかほとんど集まらないんじゃないかと。

熊本県では、いろんな事業のうちにボランティアも入っていると思うんですが、今の現段階でワールドカップのラグビーと女子のハンドボール、それぞれボランティアさんをどのくらいの人数で予定しているのかと、今こまでその事業が進んでいるのか、教えてください。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課です。

ラグビーワールドカップと女子のハンドボール世界選手権大会の総経費については、昨年の2月議会で御報告をさせていただいております。その時点での試算ということでございます。ラグビーワールドカップは約45億

円、女子ハンドボール世界選手権は36億円でございます。

これは1年前の試算でして、その後、いろんなスタジアムの整備でありますとか、例えばラグビーで言いますと、試合数が決まったりでありますとか、また、ハンドボールにつきましても、試合会場についていろいろ国際連盟と協議を行っておりますので、まだ具体的にそれがどう変更したというのは、現在まだ試算ができておりません。試算でき次第、また改めて御報告させていただきたいと思っております。

ボランティアにつきましてですけれども、時期的には、ラグビーワールドカップのほうが来年の10月、熊本は10月です。大会開催は9月20日からですけれども。女子のハンドボールは、来年の12月に開催予定でございます。

ボランティアにつきましては、まずラグビーワールドカップのほうが先行すると思っておりますけれども、大会組織委員会、これは全国12会場ありますけれども、そちらのほうで来年度から募集を開始するというので準備を進められておりますので、それに合わせて開催地としての熊本も、あわせて募集をかけていくのかなというふうに考えております。

ハンドボールのほうは、まだそこまで具体的なスケジュールは決まっておりますけれども、ラグビーワールドカップとあわせて募集ができればなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 ボランティアに関して、まだ具体的な話にはなっていないということでもよろしいですか。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 いろいろラグビーについては、大会組織委員会での協議は進めております。また、ハンドボールに

ついては、内部——事務局が熊本ですので、内部で検討はしておりますけれども、まだ具体的に何名とか、そういった段階には行っていないというところでございます。

○濱田大造委員 ぜひボランティアさんも巻き込んでやっていかないと、本当盛り上がりませんと思います。ちょっと笑い話みたいなんですけれども、20年前、男子のハンドボールの大会があって、当時、どこの会場も行政関係者ばかりが観戦に行っていたという、一般市民はほとんど見てないんじゃないかという話もありますので、ぜひそうならないように、盛り上げていくような、よろしく願います。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 20年前の男子の大会は、約28万人の観戦をいただきました。いろいろ工夫しまして、学校に応援する国を決めていただいて、1校1国運動でありますとか、また、企業の方々にも、いろんなチームを応援していただくことをお願いいたしまして、総勢28万人、当時とすれば最高の入場者が入った大会でございました。まあ、行政関係者もたくさん見に来てはいただいていると思いますけれども、決してそれだけではなかったと、私も大会やっておりましたけれども、そのように感じております。

○早田順一委員長 ほかに。

○城下広作委員 済みません、43ページをちょっと確認させてください。

企業誘致促進対策事業、5億円ぐらい減額なんですけれども、理由は何か操業等の開始ができないというのがあるんですけれども、そもそも震災でちょうど2年たって、熊本県に企業誘致ということを進めるときに、大体実績とか、まあ1年目は当然難しいと思うけれども、2年目、昨年ですね、大体どういう

状況だったのか。

それと、企業誘致の話をするときに、震災を受けた県ですから、どういうフレーズでPRをしているのか。従来の、水がありません、何がありますとか、そういうようなことは言うんでしょうけれども、地震という部分があるから、それをどう相手が受け入れているのか。それとも、慈悲をもって熊本に来てやろうという気持ちの部分の部分を強調しながら、企業誘致の作戦としてするのか。

私はよく――私の勝手な解釈ですけれども、熊本にあれだけ大きい地震があったから、どこよりも後は何百年もないよというふうに、それを逆に逆手にとって言うようなこともあるんですが、これは正しいことか正しくないことかわかりませんが、ただ、企業誘致というのは、ある意味では各県の柱、やっぱり先ほどの若者もそうですけれども、雇用の確保というのは大事なことでありますけれども、これに対しての昨年の意気込み、実績、そして、今後どういうふうを考えているのかということをお教えください。

○小牧企業立地課長 企業立地課でございます。

まず、今年度の実績を御報告いたしますと、実は、昨年度、熊本地震がありました上半期は、立地件数減っておりますけれども、昨年度も、後半は非常にふえてきております。

実は、地震前がかなり好調な時期が推移しておりましたが、その好調な時期を、昨年度の地震の後半からは進んでおまして、今年度は、その流れがさらに加速化しているというか、強い状況になっております。

おかげさまで、今年度の立地の見込みでございますけれども、一応、過去最高の立地件数になる予定でございます。この辺については、年度末にまた御報告させていただきたい

と思っております。

それから、セールスポイント、今どのような形でやっているのかということでございますが、今の立地の過去最高とちょっと重なってまいりますけれども、私ども一番大きかったのは、今回、今までの誘致企業の方々が、これだけの地震の被害、大きな地震の被害を受けられておりますが、どこも撤退をすることなく、撤退企業ゼロだったという、これが非常に大きかったと思います。

その中で、いろんな企業の皆さん方からお話を聞くと、非常にやっぱり個々の従業員の方々が、地震があつて自分の家が被災しても、やっぱり企業の復旧にかかわって努力してきた、こういった人の、非常に素晴らしい、熊本には人のすばらしさがある、こういったところを、絶対自分たちはやっぱり熊本で再建すべきだという思いをより強くしたということ、多くの企業さんが言われておりました。

私たちは、今セールスの中では、そういったポイント、こういったところですね、今までの立地、非常に優秀な人材がいるということと、やっぱり自然環境に恵まれていることとあわせて、これを逆にとって、やっぱりそういった地震があつても撤退ゼロだったと、それだけすばらしい人がいるんだということ、さらには強調させていただいております。

それから、セールスの中でございますけれども、これは熊本地震があつたからこそではないんですけれども、例えば東京の大きな、例えば関係の総会とか、いろんなところで知事のトップセールス、これは熊本地震のお礼を兼ねてトップセールスをする機会がふえてまいりました。そういったところをしっかりと利用しながら、今トップセールスを含めて、熊本のやっぱり、今もとに戻ってきている、さらに創造的復興が進んできている状況、ここを積極的にPRをさせていただいていると

ころでございまして、そういったこともあって、最初に戻りますけれども、過去最高というところで、非常によい状況に今あるというところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 そういう話を聞いて、知事がよく言った「逆境の中にこそ夢がある」と、ピンチをチャンスにということですから、ぜひ頑張っていたいただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○早田順一委員長 ほかにございせんか。

○松田三郎委員 すぐ終わります。資料で言いますと、49ページ、国際課、場合によっては観光物産課もちょっとまたぐような話かもしれませんが、一番下の段に、国際クルーズ船、受け入れ体制を強化していただくというのは、大変ありがたいことであります。

関連しまして、先月の中旬、九州観光推進機構に九州の各県の観光関係の議員連盟の会長で要望に行きまして、石原会長に御対応いただいて、そこで話しておりまして、熊本県の実情の中で、私から、これは皆さん御存じのとおりでございますが、八代港にクルーズ船が来てたくさん、まあ中国を初めとする外国人の方が来られておりますが、なかなか今までは、特に免税店であるとか、ある程度旅行会社が紹介するお店ぐらいにしか寄らずに、いわゆる地場の中小の商店街とか、そういうお店に効果が薄いということは本県でも言われていることでありまして、そういう話をしておりましたら、石原会長並びに職員の方から、実は福岡も同じ状況ですと。ただ、明るい兆しが見えるのは、その中であって自由行動をする割合が、今のところ、西日本新聞に取り上げた記事がありましたけれども、今大体1割ぐらいと。これをぜひ2割あるいは将来的には5割ぐらいに持っていくなら

ば、そういう人たちは、ほかの大勢の方が行かないような、例えば福岡で言えば、天神の、福岡の人が買い物に行くようなところに行く、福岡の人が食べるようなところで食べるということで、大分変わってくるんじゃないでしょうかという話がありました。

そこで、お尋ねというのは、これからもっともっとクルーズ船の回数もふえるわけですから、今の時点で熊本県としても、何かそういう個人とか、まあ個人とは言いませんけれども、既定の大人数でバスで回られるのとは別の、自由行動されるような方々に対する何かアプローチというのをやっていたらどうかどうかが1点と、2点目が、仮にそういう場合は、例えば、じゃあ船会社にアプローチするのか、あるいは現地の旅行会社なりエージェントなり、あるいはそれに対応した国内の何かそういう力のある会社とか、どこにそういう話を、まあ営業をかけるか、アプローチしていくと効果的なのかというのをちょっと教えていただきたいと思えます。

○小金丸国際課長 お尋ねをいただいた、まず1点目でございます。

個人向けへの働きかけの部分でございますけれども、実際、今松田委員がおっしゃったように、個人行動をとる、あるいは免税店に寄らない、いわゆる地元の商店街に寄るという方は、よくて1割でございます。

実際には、船が、4,000人お客さんが乗ってきますけれども、事実上、船会社が自分でハンドリングできる部分、いわゆる個人行動の対象になるところは2%しかございません。ですから、大体通常80名ぐらいしか、そういった行動がなかなかしづらいような状況でございます。

そこで、私ども、6月補正でこの委員会でも予算を認めていただきまして、そういった地元で経済効果が落ちるような取り組みとい

うことで、全市町村と全観光協会、それとあと県内のいわゆる手配をする会社になり得る旅行会社のほうにお話をしまして、県内に地元の——免税店ではなくて、地元の商店街あるいは観光地に寄ってもらうような商品を、一応構築いたしております。

それを、実際は2つ目の御質問とも重なるんですが、今ちょっと船会社のほうに直接アプローチをかけておまして、11月に船会社のロイヤル・カリビアン社の副社長あるいは仕入れ担当の部長が参りまして、そこちょっと具体的な商談をやっております。

まだ商談の途中ということですね、なかなかちょっとまだ成果が出ていないところでございますが、そういった取り組みをさせていただいております。

以上です。

○松田三郎委員 ありがとうございます。詳しくは副委員長が質問なさる、——そういう地道な取り組みになろうかと思いますが、地元の方がやっぱり協力していただくには、おっしゃるように、何かぱっぱぱつと行って帰られる、まあクルーズ船だから宿泊を伴わないわけでしょうから、食事等々で何とかお金を上げていきたい、こういう努力は引き続きお願いしたいと思います。

関連して、もう1点ようございますか。

○早田順一委員長 はい、どうぞ。

○松田三郎委員 そのときの話で出たのが、これはクルーズ船に、厳密に言うと限りませんが、インバウンド全般、あるいは本県におけるならば、来年の2つの大きな国際スポーツ大会、これでたくさん外国からも来ていただく。

よく言われることですが、標識、表示、やっぱり多言語と言いますから、少なくとも日本語を初め、英語、中国語、韓国

語、こういう標識なり看板なりというのが、なかなかまだ多くない。あるいは、最近報道にも載っておりましたが、決済がなかなか不便であると、お金の支払い、出し入れ。あるいは会話がなかなか店員の方とうまくいかないとか、あとおもてなしは、熊本はある程度、まあ日本語でのおもてなしは得意であっても、外国語を使っておもてなしというのはまた別の次元かもしれない。

ちょっとお尋ねというのは、例えば標識一つをとっても、道路で言うならば、それは国土交通省とか県かもしれないし、あるいは看板であるならば、市町村であるとか、あるいは店に近いところは各事業所、商店、レストランと、民間になるのかもしれませんが。

そこで、そういうのを何かある程度、司令塔的にといいますか、その地域を統一感を持って、例えばここは中国語だけど看板があったと、ここは英語だけだったとか、見た目の統一感も含めて、何か効率よくというか、全体をある程度まとめるような組織なり人なりというのは、あるところはあるかもしれないし、ないところはないかもしれませんが、そういうところの——どっちになるのか、こっちか。どっちの課長でもよかですけども。

○永友観光物産課長 観光物産課でございます。

いろいろ多言語化の取り組みにつきましては、これまで取り組みは進めてきております。

松田委員おっしゃられました、宿泊施設とか、観光施設の多言語化とか、あと道路に観光地を案内する観光案内標識とか、観光案内板とかあるわけですけども、その道路にある観光案内標識と観光案内板については、大体多言語化のほうをこれまで進めてきております。英語、それからハングル、それから中国、繁体字、簡体字というのは進めてきておまして、道路にありますいわゆる観光案内

標識というのを——白い看板を見られると思うんですけども、白看と言いますけれども、それは英語と日本語、視認性の問題もありまして、英語と日本語ということで整備を進めておりまして、ほぼ100%されております。

それから、観光地を紹介する観光案内板ですけれども、これについては、一応多言語で整備を今進めております。これまで、大体8割程度の整備率ということになっております。

もう1つ、先ほど申し上げました、観光施設や旅館、宿泊施設でのいわゆる多言語表示につきましては、平成27年度と28年度に補助事業を予算化させていただきまして、整備を進めているという状況でございます。

今年度、現在、実際インバウンドの受け入れ環境整備というのをやっていく必要がありますので、いわゆる多言語表示とそれからWi-Fiといったものの現況調査というのを現在進めておりまして、3月までにはその取りまとめをしたいというふうに考えておりまして、今後、インバウンドが増加することが当然見込まれますので、その調査結果をもとに、多分各地域で、いわゆる多言語、いわゆるインバウンドを受け入れているところと受け入れてないところについては、大分温度差が整備についてもあるのであろうというふうに予想されますので、そこについては、今後、市町村とそれから地元の観光協会等とも話をしながら、整備のほうは進めていきたいなというふうには考えております。

○松田三郎委員 わかりました。

今おっしゃったように、そのWi-Fiとか、さっき言いましたスマホ決済とかというのは、例えば民間の敷地、民間でやるべきところ、民間にさせていただかなければならないところは、どうしても行政がこうしなさい、ああしなさいというのを強制するわけにはいか

ない部分もあろうかと思えます。

ただ、課長おっしゃったように、いろいろ一定の補助事業なりですね、——気のきいたところは、誰が言わぬでも、こぎゃんすればもうかる、人が来ると言えば、先に投資して努力なさるんだらうと思っております。努力したくても、気のきいとっても、お金がないところもあるかもしれませんし、少なくとも補助事業のメニューとかあるいはアイデアとかは、強制に至らない範囲では、ちょっと強目に県のほうからでもあるいは市町村からでも言っていたらければ、有益なアドバイスになるんじゃないかなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 62ページでございます。阿蘇車帰風力発電所の設備の件でございますが、さきの定例会で氷室先生が、阿蘇車帰の風力発電、3基あるけれども、1基はずっと回ってないという、多分定例会で御質問されておりました。ここで保守点検をされるわけですので、原因ですね。私も、ずっとあそこを通ってくるんですが、真ん中はほとんど回っていない、ほとんどというか、回っているようなあれがない。できれば、その保守点検をされるわけですから、原因、その機械の原因がどこにあるのかとかというのを、やはり検証していただければと思うわけです。

さきの定例会でも、氷室先生がそういう面で質問されておりましたので、ぜひこちらのほうもお願いをしたいと思います。

○早田順一委員長 これは要望ですか、質問。

○岩本浩治委員 質問ですね。ずっととまっているので。

○武田工務課長 工務課でございます。

車帰風力発電所の2号機につきましては、昨年度の10月から、1年半近く停止している状態です。

岩本委員御質問の原因ですけれども、タワーの上にあります発電機とかが入っております機械室内、その中で金属をたたくような異常音が発生しておりますして、発電をすることは困難というふうに判断してとめております。

その後、音の発生場所や何かを調査いたしまして、おおむねその発生場所を特定できたわけなんですけれども、そのこの部分の修理に多額の費用がかかるということが現在判明しておりますして、今後どうするかということについては、2号機のあり方については、今整理している段階でございます。

○岩本浩治委員 わかりました。これは保守点検とは全然別問題ですたいね。機械のふぐあいという、はい、わかりました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 なければ、以上で議案等についての質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第12号、第13号、第15号から第17号まで及び第19号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり

可決することに決定いたしました。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○田村環境政策課長 環境政策課でございます。

別冊の経済環境常任委員会（先議）報告事項の資料をお願いいたします。

チッソ株式会社からの償還について御説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

1ページの1でございます。チッソ株式会社への貸し付け状況でございます。

チッソ株式会社に対しましては、昭和53年以降、金融支援措置を講じてきたところでございまして、平成28年度末現在で、公的債務残高は約2,219億円となっております。

現在の支援措置につきましては、平成12年2月8日の閣議了解に基づき、毎年度、チッソが経常利益から患者補償等を支払った上で、返済可能な額で既往公的債務の返済を行うとともに、不足分につきましては、国の補助金が80%と県の特別県債の発行が20%で、チッソからの支払いを猶予しております。

2をごらんください。

今後のチッソ株式会社の償還見通しですが、今後、3つの状況変化がございます。1つ目が、平成29年度から、平成7年政治解決一時金の年間約4億円の返済が開始されます。2つ目が、平成31年度から、平成22年特措法一時金の年間約40億円の返済が開始されます。3つ目が、平成12年抜本支援策におきます平成31年度以降の県の約定償還が減少することとなります。

このような状況を踏まえ、チッソ株式会社からは、経営環境が厳しさを増していること

を踏まえまして、平成22年の特措法後の一時金が返済開始となります平成31年度以降についての新たな支援要請が国と県になされたところでございます。

3をごらんください。

この支援措置を受けました国の対応方針ですが、今年2月15日に、環境省を初めとする関係省庁と県で構成しますチッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議におきまして、平成12年の抜本支援策におきます返済可能な額の充当順につきまして、1番目としましては、患者県債等の既往公的債務、次に、②としまして、平成7年政治解決一時金、その次に、③今までの支払い猶予をしてきた債務に充当していくこととなります。

その上で、なお残余がある場合に、平成22年特措法の一時金の返済に充当することになりますが、現在の経常利益のレベルでいきますと、平成22年特措法一時金は、全額無利子で支払いを猶予していくこととなります。

4をお願いいたしますが、4に記載しておりますが、この支援措置を行った場合でも、これまでの閣議了解にもあるように、万一不足の事態が発生し、チッソ株式会社からの償還が難しくなった場合でも、国において万全の措置を講ずるという財政措置は継続しているため、県財政への影響はございません。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2ページは、これまで説明しました支援策のイメージを図示しております。

この例では、真ん中に経常利益が73億円余の場合を記載しております、この場合、チッソ返済可能額は20億となります。

左の約定償還が60億となりますが、そのうち40億はチッソの支払い猶予となります。

これが、平成31年度からは、一番右側の図ですが、既往公的債務がチッソの返済可能額を下回るために、平成7年の一時金、支払い猶予の順位でチッソの償還額を充てていくと

いう図を示しております。

3ページは、今後の償還予定額の推移を参考までに添付しておりますので、ごらんください。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。——ありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

何かございませんか。

○濱田大造委員 ちょっとくまモンに関する事で1点お聞きしたいんですが、1月4日に、突如くまモンの新しい取り扱い方というか、海外展開の件が発表されたわけですが、おおむね私はいいんじゃないかというふうに考えたんですが、時間がたちまして、熊本のいろんな方から、くまモンの事業というのは絶対もうかる、民間では珍しい案件なんですね、民間に委託したら必ずもうかる。それを、何で県が、随意契約で、電通の子会社に1社丸投げと。これはちょっと常識的には、民間の常識ではあり得ないかなと、何で、いろんな広告代理店がありまして、何で1社独占で随意契約でやっちゃうのかと。しかも、必ずもうかるであろうという案件ですね。

やっぱり私の知り合い、いろんな方がいますけれども、ちょっとどうなっているのという声があるんですね。これはちょっとどういうふうに県は解釈しているのか。管轄外かもしれませんが、奥菌部長にお尋ねしたいと思います。

○松田三郎委員 課長だよ。

○濱田大造委員 どなたでもいいんですけどね。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

委員からのお尋ねの件でございますが、アサツディ・ケイとの随契につきましては、知事公室のくまモングループのほうで契約をしているところでございます。

私どもは、その契約の経緯について話を伺っておりますが、もともと昨年9月にくまラボという取り組みを知事公室くまモングループのほうで始めておまして、それは一般公募によってくまラボの、いわゆるメンバーになる方を公募したところでございます。そこに、アサツディ・ケイさんのほうが応募され、その中で選考過程を経てラボのメンバーに選ばれたという状況でございます。

そういった中で、今後のくまモンの海外展開について、そのくまラボの中で議論される中で、アサツディ・ケイさんのほうからいろいろ具体的な内容提言があったということで、その後、随契、今後のくまモンの海外展開については随契に至ったと、そういうふうには伺っているところでございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 これは重要な問題ですので、また別途一般質問なり何なりで探ってみたいと思います。わかりました。

○早田順一委員長 それでは、なければ以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第6回経済環境常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時4分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員